

小中学校保護者の皆さまへ。4月10日(月)より新学期が始まります。お子さんに登下校の交通ルールを守るように指導してください。



今月の新着図書ご案内

【赤岩地区公民館】

- 墨龍賦 葉室 麟 著
- 幻庵 上・下 百田 尚樹 著
- にげたエビフライ 村上 しいこ 作

【中央公民館】

- しんせかい 山下 澄人 著
- 認知症かな?と思ったらすぐ読む本 朝田 隆 監修
- とんねるをぬけると 片山 健 作・絵

赤岩地区公民館 ☎991-2338

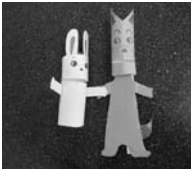
4月の休館日
3日(月)・10日(月)・17日(月)・24日(月)

おはなしランド

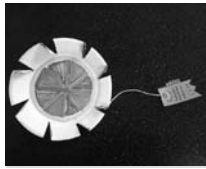
日・場4月8日、22日 赤岩地区公民館 和室
4月15日 柿の実文庫(☎991-5170)
いずれも土曜日 午後2時～3時
●無料。直接会場へお越しください。

作って遊ぼう

日・内4月8日「パクパクにんぎょう」
4月22日「のぼるこいのぼり」
いずれも土曜日 午後3時～3時30分
場 赤岩地区公民館 和室
●無料。直接会場へお越しください。



▲パクパクにんぎょう



▲のぼるこいのぼり

広告

中央公民館 ☎992-1321

4月の休館日
3日(月)・10日(月)・17日(月)・24日(月)
12日(水)は設備点検のため臨時休館

B & G海洋センター ☎992-1291

4月の休館日
3日(月)・10日(月)・17日(月)・24日(月)

トレーニング講習会(要予約)

日4月23日(日)午後1時30分～1時間
程度
場 B&G海洋センター 2階トレーニング
グループ
内 エアロバイク・多目的マシンの
使用方法など
対・定 16歳以上の方 10名 ●無料
申・問 4月19日(水)までにB&G海洋セ
ンターへ(電話、代理人による申込み
不可)。

気楽に遊び体

日4月8日(土)午前9時～11時
場 B&G海洋センター
対 どなたでも(1人でも可)。
●200円
持 運動のできる服装、体育館シューズ
【今月の種目】ミニテニス、スポーツ
吹き矢ほか
【主催・指導】松伏町スポーツ推進委員
申・問 B&G海洋センター

総合型地域スポーツクラブ 「マッピー松伏」

プログラム	日時
健康ヨガ	4/9、16、23 いずれも日曜日 9:50～
ストレッチ & バランスボール	4/11、25 いずれも火曜日 11:00～

エンジョイダンス	4/5、19、26 いずれも水曜日 10:00～ 4/15(土)13:30～
絵手紙教室	4/13、27 いずれも木曜日 10:00～
ケンコー体操 教室	4/7、21 いずれも金曜日 11:00～
ケンコー吹き矢	4/14、28 いずれも金曜日 13:30～

※上記6教室は、場 B&G海洋センター
対 16歳以上の方 ●300円(保険代
など)。
マッピーメンバーシップカードの割
引適用あり。

プログラム	日時
マッピー フラダンス教室	4/14、28 いずれも金曜日 9:30～

場 中央公民館 対 16歳以上の方
●500円(保険代)
申 実施日に開催会場で直接申込み(事
前申込み不要)
問 B&G海洋センター

教育文化振興課 ☎991-1873

松伏町文化協会に入りませんか?

松伏町文化協会では、新規サークルの入会をお待ちしています。
松伏町文化協会では毎年11月上旬に松伏町民文化祭を行っています。
なお、今年度の第42回松伏町民文化祭のテーマは「育て 広がれ 文化祭」に決定しました。テーマをイメージしながら文化祭に参加しましょう!!
また、会員以外の参加希望者は、広報8月号で一般参加者を募集します



のでご確認ください。

☎松伏町文化協会事務局(教育文化振興課内)

[You 遊] 倶楽部スタッフ募集!

[You 遊] 倶楽部とは「ミニまつぶし」や「子育て」文化のまちづくりフェスタなどの松伏町文化のまちづくり事業を企画・運営しているボランティア団体です。現在、大学生から80歳を過ぎた方も在籍しています。あなたの意見をこれらのイベントに反映させてみませんか。

[定例会]

- ☎毎月第3火曜日午後7時～
- 場 役場会議室
- ☎教育文化振興課

サークル・団体の催し

**阿羅漢之拳 松伏支部
日常の護身術体験会**

ミットを使った突き、蹴り、受身などの古武術を通して、身の守り方を学びます。

- ☎4月16日(日)午後1時～3時
- 場 B&G海洋センター 2階武道場
- 費 無料
- ☎野口 ☎992-0692

未就学児のための合気道教室

合気道の基本動作を楽しく学びませんか?

- ☎4月18日(火)
- 午後6時30分～7時30分
- 場 B&G海洋センター 2階柔道場
- 対・定 4歳～小学生低学年 10名
- 費 無料
- ☎南 ☎080-6726-0130

第28回子ども剣道教室

- ☎5月14日(日)、20日(土)、21日(日)、28日(日)午後1時30分～午後2時30分

分 全4回

- 場 B&G海洋センター
- 対・定 5歳～小学生 20名
- 費 800円(保険料)
- ☎5月7日(日)までに、B&G海洋センター受付にある申込書に記入し、受付箱へ。
- ☎山崎 ☎991-6507

松伏町春季テニス選手権大会参加者募集

- ☎5月14日(日)午前8時～(予定)
- 予備日: 5月21日(日)
- 場 松伏記念公園テニスコート
- 対 町内在住、在勤、在学の方及び町テニス協会員
- 費 1組2,500円(町テニス協会員1人250円割引)
- 【種目】 男子ダブルス・女子ダブルスとも(選手権の部、初級の部)
- 【その他】 集合時間、組合せは5月6日(土)以降に連絡します。
- ☎4月21日(金)までに種目・住所・氏名・電話番号を明記の上、メール又はFAXでテニス協会 高橋へ。
- ☎ ☎ 992-0027
- ☐ tennis_association_murata@yahoo.co.jp

サークル・団体の会員募集

新大正琴愛好会

初心者大歓迎! 大正琴で楽しく仲間づくりをしましょう。

- ☎第2・第4木曜日
- 午前10時～11時30分
- 場 外前野会館ハーモニー他
- 費 入会金なし 月会費2,500円
- ☎小野 ☎991-2032

たのしい囲碁ゲームのつどい

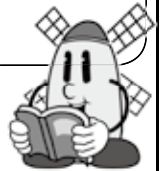
- ☎4月15日(土)午後1時～5時
- (毎月第3土曜日が活動日)

場 赤岩地区公民館 和室

- 内 ゲームと対局
- 費 1家族100円
- ※会場はイス席です。初初心者歓迎。
- ☎川原崎 ☎090-1761-0946

減災ミニクイズ

問題 大雨時に避難する際は、どの靴を履くべきか
A. 長靴
B. 運動靴
C. 素足



※答えは、17ページを見てね!



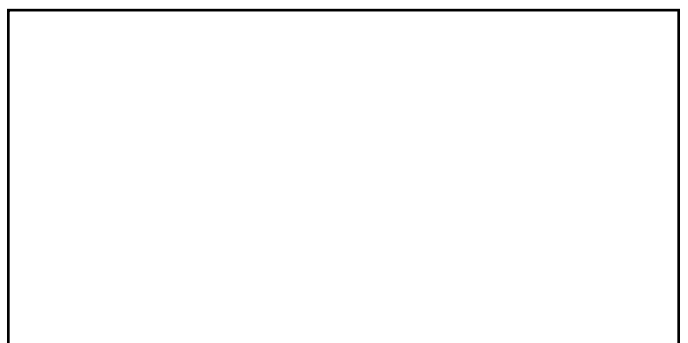
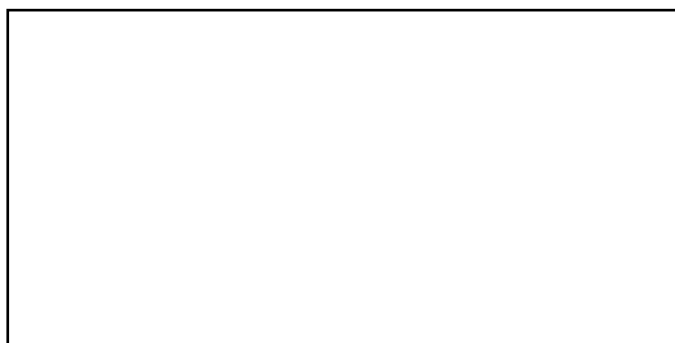
<町内の催し>

松伏町推奨特産品フェア

第7期松伏町推奨特産品の認定を記念して開催します。松伏町商工会特産品推進委員会がお奨めする逸品が勢ぞろい! 会場で特産品をお買い上げの方先着200名に粗品をプレゼントします。(お一人様一つ限り)

- ☎4月30日(日)午前9時～正午
- 場 いなげや松伏店駐車場「平成の楽市楽座」会場特設テント
- ※雨天の場合は「楽市楽座」(フリーマーケット)は中止となりますが、特産品の販売は行います。
- ☎松伏町商工会 ☎992-1771

広告



運動手の皆さまへ。4月10日(月)より新学期が始まります。登下校の時間帯は、児童・生徒等の歩行者、自転車に注意してください。◆問合せ/教育総務課 TEL 991-1864

<県内の催し>

2017年度 JICA ボランティア・春募集に係る「体験談&説明会」

開発途上国で活動する、JICA ボランティアには技術系・医療系・教育系・農業系・スポーツ系など様々な職種があります。ぜひお気軽にご参加ください。

④4月27日(木)午後7時～(6時30分 開場)

⑤大宮ソニックシティビル4階 市民ホール

⑥無料(入退場自由)

⑦当日直接会場へお越しください

⑧JICA 青年海外協力隊事務局 募集課 ☎03-5226-9813

✉jicavolunteer-boshu@jica.go.jp

🌐<https://www.jica.go.jp/volunteer/>

<町の募集>

健康大学受講生募集

①町内在住60歳以上の方

②書道、生け花、絵手紙、手工芸、舞踊、民謡、太極拳、カラオケ、フォークダンス
※各講座月1回開講、日程は申込み時にご確認ください。

【受講期間】6月～平成30年2月

③無料

※1人3講座まで受講できます。

④4月5日(水)～5月2日(火)(土・日曜日及び祝・休日を除く)

(ただし、各科目定員になり次第締切)申込用紙(受付窓口にて用意)に必要事項を記入の上、北部サービスセンター又は住民ほけん課へ。(電話申込不可)

⑤北部サービスセンター

☎992-1777

赤十字活動資金のご協力を！

赤十字では毎年5月を「赤十字会員増強運動月間」とし、今年も松伏町赤十字奉仕団や町職員が5月中旬から下旬にかけて、自治会長へ活動資金をお願いに行きます。その後に各地域の自治会等役員などの方々が各家庭を訪問しますので、ご協力をお願いします。

また、自治会などに加入していない方も、福祉健康課で受付又は金融機関口座振替を実施していますので、ご協力をお願いします。

⑥福祉健康課 ☎991-1874

<町のお知らせ>

春の全国交通安全運動 4月6日(木)～15日(土)

交通事故を防止するため、街頭広報などの活動を行います。

【スローガン】人も車も自転車も安心・安全 埼玉県

【松伏町重点目標】子供と高齢者の自転車乗用中の交通事故防止

【自転車に乗るときの基本ルール】

「自転車安全利用五則」を守ろう。

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 交通安全ルールを守る
 - ▶ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ▶ 夜間はライトを点灯
 - ▶ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

⑥吉川警察署 ☎048-958-0110

総務課 ☎991-1895

小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付

⑦埼玉県から小児慢性特定疾病医療券(受給者証)の交付を受けている児童

【給付条件】在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具を必要とする児童のうち、他の法律などで用具給付制度を利用していない方

【給付用具】便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター、ストーマ装具、人口鼻

⑧同一世帯全員の収入状況に応じ、一部費用の自己負担があります。

⑨福祉健康課 ☎991-1876

平成29年度福祉タクシー利用券の交付

⑩①身体障害者手帳1～3級、4級(下肢のみ)の方 ②療育手帳(A、A、Bの方) ③福祉タクシー利用券(初乗り料金分×12枚)

④身体障害者手帳又は療育手帳、印かん

⑤⑥4月3日(月)から福祉健康課(☎991-1877)へ。

重度心身障がい者医療費の請求

受給資格をお持ちで医療費を請求されていない方は、請求手続きをしてください。

【請求期限】医療費を支払った日の翌日から5年以内です。医療保険から療養費の給付を受けた、はり・きゅう・マッサージ、治療用装具の自己負担分も対象です(療養費の決定通知な

広告



平成29年度市町村交通災害共済の加入申し込みを郵便局で受付中

◆会費/一般900円、中学生以下500円
◆問合せ/総務課Tel 991-18995

どが必要な場合があります)。

①身体障害者手帳1～3級の方②療育手帳A、A、Bの方③精神障害者保健福祉手帳1級の方④後期高齢者医療の障害認定を受けている方

※平成27年1月1日以降に、65歳以上で新たに上記の等級の障害者手帳を交付された方は対象外です。

※精神障害者保健福祉手帳の交付による当制度の登録者は、精神病床への入院にかかる医療費は支給対象外です。

⑤請求書(福祉健康課でお渡ししています)、医療費の領収書

⑥福祉健康課 ☎991-1877

松伏町国民健康保険の被保険者の方へ 4月下旬に特定健診受診券及び 案内文書を送付します

生活習慣病予防のために、その原因となるメタボリックシンドロームを早期発見するための健診です。詳細は案内文書をご覧ください。

⑦4月1日における松伏町国民健康保険の被保険者で、年間を通じて松伏町国民健康保険に加入予定の40歳以上の方(平成30年3月31日までに40歳になる方、後期高齢者医療保険へ移行予定の74歳の方を含みます。)

【自己負担額】 集団健診：無料(保健センター等で実施)、個別健診：1,000円(指定医療機関で実施)

【実施時期】 集団健診：6月、個別健診：6月～10月

⑧住民ほけん課 ☎991-1868

後期高齢者医療保険の被保険者の方へ 4月下旬に健康診査受診の案内 を送付します

心臓病、脳卒中や生活習慣病等の早期発見及び予防対策のための健診で

す。詳細は案内文書をご覧ください。

⑨後期高齢者医療保険加入者(受診日現在)

【自己負担額】 集団健診：無料(保健センター等で実施)、個別健診：実施なし

【実施時期】 6月

⑩住民ほけん課 ☎991-1884

4月から国民年金保険料が変わります

平成29年度の国民年金保険料は月額16,490円になります。

日本年金機構より送付される納付書で、金融機関又はコンビニエンスストアで納付ができ、また、便利な口座振替やクレジットカードでも納付することもできます。なお、まとめて前払いすると割引が適用されます。

⑪住民ほけん課 ☎991-1870

4月3日から平成29年度の学生 納付特例の申請が始まります

学生も20歳から、国民年金に加入し保険料を納めることになります。しかし、納付が困難な場合は、本人の前年の所得が一定以下であれば、在学期間中の保険料が猶予される「学生納付特例制度」が受けられます。国民年金に未納があると、障害基礎年金などが受けられない場合がありますので申請を希望する方は早めの手続きを！

また、過去2年1か月に遡り、申請できます。

【学生納付特例期間】

年金の受給資格期間には算入されますが、年金額に反映されません。そこで、承認期間より10年以内の期間であれば、遡り納めることができ

る「追納」制度があります。ただし、追納するにあたり、加算金がつくことがあります。老齢基礎年金の年金額に反映されるようになります。

【手続きに必要なもの】

①年金手帳②印鑑(朱肉使用のもの)③学生証もしくは学生証の表裏の写し又は在学証明書(平成30年3月30日まで有効期限が確認できるもの)

※代理人が申請する場合

代理人の本人確認できるもの(免許証、パスポート等)、申請人と代理人の方が別世帯の場合は委任状

⑫住民ほけん課 ☎991-1870

介護保険料・後期高齢者医療保険料特別徴収(年金天引き)について

介護保険料と後期高齢者医療保険料は、一定の条件の年金を受給されている方の場合、特別徴収(年金天引き)により保険料を納めていただいています。

⑬介護保険料の特別徴収

4・6・8月に特別徴収する方に、4月上旬に「特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付します。

各個人の保険料は、前年の所得等に基づいて決定されますが、前年の所得等が確定するのは6月頃になるため、4月・6月・8月は、前々年の所得などを基に仮算定した保険料を納めていただくこととなります。

⑭後期高齢者医療保険料の特別徴収
(1)新たに特別徴収が始まる方

4月から特別徴収が始まる方には2月中旬に「特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付しました。また、6月から特別徴収が始まる方には4月下旬に、8月から特別徴収が始まる方には6月下旬に送付する予定です。

4月・6月・8月の保険料額は、前年

広告



度の保険料をもとに仮算定したものです。

(2)昨年度から引き続き特別徴収で納めていただく方

4月・6月・8月分の保険料額は、昨年7月に送付した「特別徴収開始通知書(本徴収)」にてお知らせしています。

⑥住民ほけん課 【①介護保険】
☎991-1886

住民ほけん課 【②後期高齢者医療保険】 ☎991-1884

住宅用太陽光発電設備の設置費用を補助します

地球温暖化の防止及び再生可能エネルギーの導入促進を図るため、既存の住宅に住宅用太陽光発電設備を設置する方に補助します。

【申請受付開始日】 4月6日(木)

【補助金の対象となる方(抜粋)】

既存の一戸建て住宅に太陽光発電設備を設置し、当該住宅に自ら居住し、自ら電力会社と電力供給契約を締結する個人の方。※その他条件あり。

【交付の条件(抜粋)】 ▶財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けている設備を設置すること。▶太陽光発電設備を設置する建築物及び建築物の敷地などに、都市計画法及び建築基準法などの法律違反がないこと。※その他条件あり。

【補助件数】 20件(申込み順)

【補助額】 1件あたり5万円

⑥環境経済課 ☎991-1840

平成29年度就学援助費制度

小・中学生のいるご家庭で、次の要件のいずれかに該当する保護者に審査の上、就学費用を援助します。※昨年度に認定を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

【要件】 生活保護は受けていないが、援助を必要とする状況にある保護者又は世帯が非課税等、経済状況による教育委員会が認定する保護者

【援助する費用】 学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅

行費など

【必要なもの】 印かん(認印)、振込先口座の通帳又はカード(ゆうちょ銀行以外の町内金融機関のもの)

④4月11日(火)から28日(金)までの申請は4月認定となります。5月1日(月)から平成30年2月28日(水)までの申請は翌月認定となります。

⑥教育総務課 ☎991-1807

進学準備資金の貸付けに利子補給を行います

④次の全てに該当する方

- ① 松伏町に住民登録をしていて、現に町内に在住している保護者
- ② 高等学校及び大学等に進学することが確実である者の保護者
- ③ 独立行政法人日本学生支援機構及び埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金制度等の就学資金の貸付けを受けていない者
- ④ 町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を完納している者(納期限が到来しているものに限る)

※昨年度に認定を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

【利子補給額】 支払利子の総額(上限5,000円)

【必要書類】 進学準備資金貸付決定通知書の写し、貸付償還予定表の写し、融資の償還が確認できるもの、在学証明書

④・⑥教育総務課 ☎991-1807

固定資産税の縦覧制度

納税者が自己の所有する土地・家屋の評価額が適正かを、縦覧帳簿に記載されている町内の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。

なお、縦覧の主旨である価格の比較という観点から、所有者に関する情報は一切掲載していません。

④4月3日(月)～5月31日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日及び祝・休日は除く)

⑥税務課 ⑦無料

④固定資産税(土地及び家屋)の納税者(同一世帯の親族)、代理人

④本人確認書類、委任状(代理人の場合)

合)

⑥税務課 ☎991-1831

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者が自己の所有する固定資産について、課税台帳(名寄帳)の写しを受け取ることができます。

また、借地人・借家人は借地・借家物件のみの価格等が記載されている課税台帳の写しを受け取ることができます。

④通年 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日及び祝・休日は除く)

⑥税務課

④縦覧期間中(4月3日～5月31日)は無料(ただし、期間外は所有者毎に100円及び借地人・借家人は縦覧期間にかかわらず土地5筆・家屋5棟毎にそれぞれ300円)

④固定資産の所有者(同一世帯の親族)・代理人、借地人・借家人(借用にかかる固定資産のみ)など

④本人確認書類、委任状(代理人の場合)、借地・借家契約書(借地人・借家人の場合)

⑥税務課 ☎991-1831

<その他のお知らせ>

第29回春日部大凧マラソン大会開催に伴う交通規制

④5月4日(木・祝)は、マラソン大会開催により、下図の区間で一時交通規制が実施されます。付近を通行の際にはご注意ください。ご協力をお願いします。規制時間：午前10時～11時40分 【交通規制】 L～M～O 【通行止め】 M～N



④春日部大凧マラソン大会実行委員会事務局 ☎048-763-2446

**水道の届け出について
4月1日から受付専用電話番号
を開設します**

4月1日から水道の使用開始、中止、
名義変更の受付専用電話番号を開設
します。

☎048-960-5660(直通)

平日午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝・休日及び年末年始
は休み

☎越谷・松伏水道企業団

☎048-966-3931



三郷市

春の花いっぱい運動

☎4月29日(土・祝)午前10時～正午
(なくなり次第終了)

☎場三郷市早稲田公園

☎内草花や苗木の無料配布、緑の募金

活動(花の種のプレゼントあり)

☎みどり公園課花とみどりの係

☎048-930-7745

越谷市

不動橋こいのぼりフェスティバル

☎4月29日(土・祝)(雨天時は5月3日
(水・祝))午前9時40分～午後2時

☎場不動橋・相模町スポット広場(元荒
川不動橋付近) ※駐車場なし

☎内子ども向けアトラクション、模擬
店など

☎大相模地区コミュニティ推進協議
会(大相模地区センター・公民館内)

☎048-988-7370

草加市

第18回春の子どもフェスタ

☎4月29日(土・祝)午前9時～午後4時
(雨天時は30日(日))

☎場綾瀬川左岸広場

☎内子どもたちが企画した楽しいブー
スやイベントが盛りだくさん! 親子
で楽しめます。

☎子ども育成課

☎048-928-6421

八潮市

季節展示「端午の節句」

☎4月16日(日)～5月7日(日)午 前9
時～午後3時45分

☎場資料館及び併設の古民家

☎内五月人形及び鯉のぼりの展示

☎費無料

☎問資料館 ☎048-997-6666

吉川市

シネマdeライブラリー

☎5月7日(日)午後2時～4時

☎場市民交流センターおあしす 多目的
ホール

☎内「47RONIN」(121分)を上映

☎定先着100名

☎費無料

☎問市立図書館 ☎048-984-1888

13ページ減災ミニクイズの答え

正解：B

長靴は水かさがあると中に水が入り
歩きにくくなる。始めから濡れ
るのを覚悟の上で運動靴がよい。
素足は厳禁。

えせ同和行為を排除しましょう

— 埼玉葛えせ同和行為対策強化月間 —

問合せ：企画財政課

☎ 991-1815

教育文化振興課

☎ 991-1873

本町を含む埼玉葛12市町では、毎年4月を「埼玉葛えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げ
となっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

「えせ同和行為」とは

個人、企業、行政機関などに対して、同和問題の解決に努力しているように装い「図書等物品購入の強要」
や「寄付金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、国民の間に同和問題に対する誤った意識を
植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた人
権教育や啓発活動の効果を一挙に覆す許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為に対して応じる義務はありません。き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除し
ましょう。その場しのぎの安易な対応は更につけ込まれ、同和問題の解決を遅らせることとなります。

※同和問題とは…「同和地区に住んでいる」又は「同和地区に生まれた」という理由で、結婚や就職、日常生活
などの面で差別を受け、憲法が保障する「基本的人権」が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され
た、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。こうした中、平成28年12月16日から「部落
差別の解消の推進に関する法律」が施行され、埼玉葛12市町では同和問題をはじめとするあらゆる人権問
題の解決に向けて、引き続き連携しながら、人権教育・啓発活動を積極的に推進していきます。